

③ 廃棄物処理の基本原則：事業者の処理責任

事業活動に伴い発生する廃棄物は、事業者自らが責任をもって適正に処理しなければなりません。

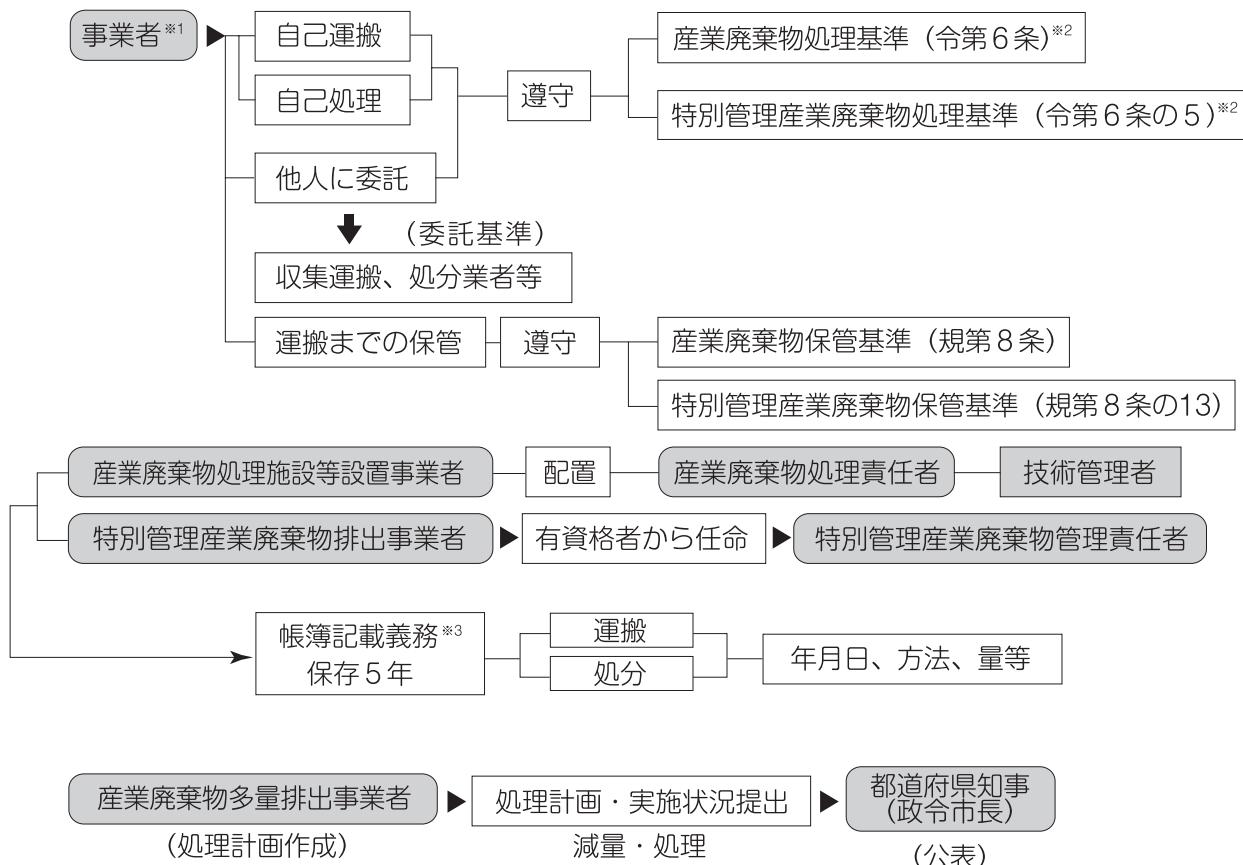
廃棄物の処理は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために廃棄物処理法の定めにより適正に行わなければなりません。

廃棄物処理法では、事業系の廃棄物の事業者処理責任が規定されています。

事業者の責務（法第3条）

- ①事業者は事業活動から生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。
- ②廃棄物の再生利用等によりその減量に努めなければなりません。
- ③製造、加工、販売等の段階から、製品・容器等が廃棄物になった時のことを考え、処理が困難にならないようにしなければなりません。
- ④廃棄物の減量や適正処理のために国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

事業者の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る処理（法第12条、法第12条の2）



★ 県外産業廃棄物の搬入については、青森県条例により、県との間で事前協議制度をすることとされています。

※1 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例制度が設けられています。（詳細はP23～P24）

※2 処理基準は（特別管理）産業廃棄物処理業者にも適用されます。

※3 図で示すほか、帳簿を備えることを要する事業者については令第6条の4に示されています。